



市県民税の申告期間は二月十六日から三月十五日までです。
申告は、所得証明書および納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

市県民税の申告期間は二月十六日から三月十五日までです。
申告は、所得証明書および納税証明書などの基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

申告は、正しく・お早めに 市民税・県民税の申告は2月16日～3月15日

- ①事業所得(営業・農業・その他の事業)、配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得のあつた方
- ②給与のほかに所得のある方や、給与を二か所以上から受けている方
- ③給与所得のみの方で次に該当する方
- ④勤務先から給与支払報告書の提出を受けない方
- ⑤平成十年中に退職し控除を受けられる方
- ⑥雑損控除・医療費控除を受けられる方
- ⑦印鑑・ハガキ(相談)
- ⑧平成十年中の所得がわかるもの
- ⑨学生は、学生証明書か在学証明書
- ⑩給与所得者は給与支払報告書または事業主の証明書(働いた日数・日給・年間所得額)
- ⑪當業所得者、不動産所得などは、収支のわかる帳簿など、農業所得者の場合は耕作した作付面積のわかるもの
- ⑫生命保険料・個人年金保険料
- ⑬損害保険料などの控除証明書
- ⑭医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額がわかるもの



日 時	2月23日(火)
場 所	市役所 三階大会議室
所 得 税	税理士無料申告相談
▼ 相談においてになるときは、収入・経費のわかるものをお持ちください。	

※不明な点については、お問い合わせください。

問合先 税務課 市民税担当

- 印鑑・ハガキ(相談)
日を通知したハガキ
ハガキが届かなくても申告義務があると思われる方は、申告相談日程表をご覧のうえ最寄りの申告会場においでください。
- 平成十年中の所得がわかるもの

平成11年度所得税・住民税 申告相談日程表 (時間 9:30~16:00)

地 区	申 告 会 場	期 日	申 告 対 象 地 区
盛 里	盛里地域コミュニティセンター	2月16日(火)	盛里地区全域
		17日(水)	金井・中津森・厚原・平栗・加畠
		18日(木)	下大幡・上大幡・高畠
宝 生	田野倉公民館	19日(金)	田野倉全域
	小形山集会所	22日(月)	小形山・大原
所 得 税	市役所大会議室	23日(火)	市内全域 税務署出張相談
禾 生	禾生地域コミュニティセンター	24日(水)	四日市場・月見ヶ丘・川茂
		25日(木)	古川渡・井倉
東 桂	東桂地域コミュニティセンター	26日(金)	鹿留(宮下・沖・古渡) 全域
		3月1日(月)	十日市場・蒼竜峡団地・境
三 吉	宮原自治会館	2日(火)	桂町・上夏狩・下夏狩
		3日(水)	三吉地区全域
開 地	大津集会所	4日(木)	開地地区全域
上 谷	市役所税務課	5日(金)	田原1~4・川棚
上 谷	"	8日(月)	上谷1~6・上谷
中谷・下谷	"	9日(火)	中央1~4・つる1~2
中谷・下谷	"	10日(水)	つる3~5・羽根子 下谷1~4・下谷
全 地 区	"	11日(木)	市内全域
		12日(金)	(指定日に申告をされていない方)
		15日(月)	